



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
6 月 21 日（金）  
第 14 号

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定..... 159
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 160
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 160
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 161
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 161
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 161
- 道路の区域の変更..... 162
- 同..... 162
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 164

### 公 告

- 公共測量の実施..... 164
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 164
- 県が設置する都市公園の利用料金の承認..... 164

### 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の 3 分の 1 及び 50 分の 1 の数等の告示..... 165

### 人事委員会

- 令和元（2019）年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕の実施..... 166

## 告 示

### 栃木県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元（2019）年 6 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

#### I

#### 1 保安林の所在場所

鹿沼市酒野谷字バビトコロ1365から1367まで、字南沢1409、1410、1595-1、字入ツンボロ1422、1425から1427まで、字出戸馬不入1437、字滝ノ沢1469、1472、1473、字叶沢1495-6、字長沢1518、1519、字小沢1529、1535、字足駄ヶ沢1551、1562、字大へら1577、1579、1580、1581-1、1581-2、1582、1594-1

#### 2 指定の目的

干害の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林の所在場所

鹿沼市酒野谷字バビトコロ1365から1367まで、字南沢1409、1410、1595-1、字入ツンボロ1422、1425から1427まで、字出戸馬不入1437、字滝ノ沢1469、1472、1473、字叶沢1495-6、字長沢1518、1519、字小沢1529、1535、字足駄ヶ沢1551、1562、字大ヘラ1577、1579、1580、1581-1、1581-2、1582、1594-1

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第105号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970802849	株式会社アクセス 代表取締役 小笠原 忠志	あいあいタウンデ イサービスセン ター	小山市千駄塚350 番地1	令和元 (2019)年 6月1日	通所介護
0960390094	株式会社CUREAL 代表取締役 君田 祥一	訪問看護リハビリ ステーションつむ ぎ	栃木市野中町1365 番地5 オーガスタ ハイツ401号	令和元 (2019)年 6月1日	訪問看護

栃木県告示第106号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		

0960390094	株式会社CUREAL 代表取締役 君田 祥一	訪問看護リハビリ ステーションつむ ぎ	栃木市野中町1365 番地5オーガスタ ハイツ401号	令 和 元 (2019) 年 6月1日	介護予防訪 問看護
------------	------------------------------	---------------------------	-----------------------------------	---------------------------	--------------

(高齢対策課)

栃木県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年6月21日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0911300226	多機能型事業所 はな	那須塩原市東 小屋79-10	有限会社K P E C	那須塩原市大 原間415-4	令 和 元 (2019) 年 6月1日	短期入所
0911300630	希望の里 にし なすの	那須塩原市三 区町634-7	特定非営利活動 法人バリアフ リー総研	大田原市新富 町3-2-2	令 和 元 (2019) 年 6月1日	短期入所

栃木県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年6月21日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0910600246	株式会社ゆとり けあ	日光市小代 289-279	株式会社ゆとり けあ	日光市小代 289-279	令 和 元 (2019) 年 5月1日	居宅介護 重度訪問介 護
0910800473	フレールカン パニー小山	小山市城東 2-18-18	一般社団法人日 本医療福祉サー ビス	宇都宮市滝の 原1-1-40	令 和 元 (2019) 年 5月31日	就労継続支 援A型

(障害福祉課)

栃木県告示第109号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定

により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和元（2019）年6月21日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
市貝町土地改良区	市貝町地区（維持管理）事業	令和元（2019）年6月24日から同年7月22日まで	令和元（2019）年8月6日	芳賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第110号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項の規定により、栃木県道路公社が道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年6月21日から同年7月22日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年6月21日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	宇都宮市石那田町字仲内前534-6 から 宇都宮市石那田町字仲内前546-5 まで	51.4 ~ 51.5	10.0	
	後	宇都宮市石那田町字仲内前534-6 から 宇都宮市石那田町字仲内前546-5 まで	50.8 ~ 50.9	10.0	
/	前	宇都宮市石那田町字大根地564-2 から 宇都宮市石那田町字大根地576-1 まで	63.4 ~ 72.2	40.0	
	後	宇都宮市石那田町字大根地564-2 から 宇都宮市石那田町字大根地576-1 まで	63.4 ~ 89.2	40.0	

栃木県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年6月21日から同年7月22日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年6月21日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	佐野市田沼町字二ツ山371-5 地先から 佐野市田沼町字二ツ山367-3 地先まで	15.7 ~ 19.0	99.5	

	後	佐野市田沼町字二ツ山371-5地先から 佐野市田沼町字二ツ山367-3地先まで	15.8～19.0	99.5	
--	---	--	-----------	------	--

II

道路の種類 県道  
 路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線  
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	那須烏山市下境字卯ノ木2460-3から 那須烏山市下境字尼寺下2036-3まで	6.5～10.4	636.6	
	後	那須烏山市下境字卯ノ木2460-3から 那須烏山市下境字尼寺下2036-3まで	10.3～19.0	636.6	

III

道路の種類 県道  
 路線名 主要地方道 今市氏家線  
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
66	前	日光市塩野室町2983から 日光市塩野室町753-4まで	5.3～8.8	440.0	
	後	日光市塩野室町2983から 日光市塩野室町753-4まで	10.0～15.0	440.0	

IV

道路の種類 県道  
 路線名 主要地方道 宇都宮真岡線  
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
317	前	宇都宮市下栗町696-16から 宇都宮市下栗町704-24まで	8.4～10.9	88.9	
	後	宇都宮市下栗町696-16から 宇都宮市下栗町704-24まで	10.2～15.8	88.9	

V

道路の種類 県道  
 路線名 主要地方道 宇都宮船生高德線  
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
325	前	日光市塩野室町758-2から 日光市塩野室町1507-2まで	5.7～9.6	312.8	
	後	日光市塩野室町758-2から 日光市塩野室町1507-2まで	10.0～13.2	312.8	

(道路保全課)

栃木県告示第112号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、野木町野木第二工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 野木町野木第二工業団地土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成28(2016)年12月27日から令和2(2020)年3月31日まで
- 3 施行地区 下都賀郡野木町大字友沼字新橋及び字卯ノ木の各一部、大字中谷字栗山裏及び字柏山裏の各一部、大字野木字クセ、字小新開、字卯ノ木及び字三軒在家の各一部
- 4 事務所の所在地 栃木県宇都宮市栄町1番15号
- 5 設立認可の年月日 平成28(2016)年12月27日
- 6 変更の内容 資金計画書の変更
- 7 変更認可の年月日 令和元(2019)年6月12日

(都市計画課)

公 告

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、矢板土木事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業地域  
矢板市、那須塩原市、塩谷町
- 3 作業期間  
令和元(2019)年6月7日から同年9月27日まで

(監理課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和元(2019)年6月7日に決定した、小山栃木都市計画地区計画(思川駅北口駅前地区)の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例(昭和49年栃木県条例第6号)第14条の2第3項後段の規定により平成31(2019)年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則(昭和49年栃木県規則第16号)第13条の2の規定により公告する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県井頭公園

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	団体利用の場合			個人利用の場合	
		午前	午後	1日	単位	利用料金
一万人プール		-	-	-	大人（満65歳以上の者）1人	500円
					高校生及び大人（満65歳未満の者）1人	1,300円
					小学生及び中学生1人	500円
					幼児（満3歳以上の者）	200円
供用日前に販売する利用券の価額は2割引の額とし、供用開始から8月10日までに栃木県井頭公園以外の場所で販売する利用券の価額は1割引の額とする。 また、団体（20人以上）で利用する場合及び午後3時以降に利用する場合は上記利用料金の2割引の額とする。ただし、それらの額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。						

（都市整備課）

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和元（2019）年6月21日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,803人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

305,014人

3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

142,495人

4 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	41,333人
栃木市選挙区	44,764人
佐野市選挙区	33,174人
鹿沼市選挙区	27,377人
日光市選挙区	23,765人
小山市・野木町選挙区	52,326人
真岡市選挙区	21,579人
大田原市選挙区	19,909人
矢板市選挙区	9,212人
那須塩原市・那須町選挙区	39,725人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,704人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,483人
下野市選挙区	16,662人
芳賀郡選挙区	18,060人
壬生町選挙区	10,979人

### 人事委員会

○令和元(2019)年度栃木県職員(高校卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(高校卒業程度)採用試験並びに栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔栄養士〕の実施

令和元(2019)年度栃木県職員(高校卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(高校卒業程度)採用試験並びに栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔栄養士〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

令和元(2019)年6月21日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

令和元(2019)年度栃木県職員(高校卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(高校卒業程度)採用試験並びに栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔栄養士〕を次のとおり行います。

#### 1 職種、採用予定人員等

試験区分	職種	採用予定人員	主な勤務場所
高校卒業程度	行政	5名程度	知事部局・教育委員会事務局・企業局等の本庁各課、出先機関(県立学校を含む。)
	総合土木	5名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所等
	警察行政※1	3名程度	警察本部、警察署、運転免許センター、警察学校等
	小中学校事務※2	4名程度	市町立小・中学校
資格・免許職	栄養士(県立学校)※3	1～2名	県立学校
	栄養士		



（市町立小中学校）※2	12名程度	市町立小・中学校
-------------	-------	----------

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

受験の申込みは、いずれか一つの職種に限ります。また、申込受付後の職種の変更は認めません。

※1 「警察行政」については、専ら警察本部において業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

※2 「小中学校事務」及び「栄養士（市町立小中学校）」については、専ら市町立学校において業務に従事するものであり、勤務先の小・中学校の属する市町の職員となり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

※3 「栄養士（県立学校）」については、専ら県立学校において業務に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢・免許等

試験区分	職 種	受 験 資 格
高校卒業程度	行政、総合土木、警察行政、小中学校事務	平成10（1998）年4月2日から平成14（2002）年4月1日までに生まれた人（※）
資格・免許職	栄養士（県立学校） 栄養士（市町立小中学校）	平成元（1989）年4月2日以降に生まれた人で、栄養士の免許取得者及び令和2（2020）年3月31日までに免許取得見込みの人

（※）については、次の①又は②に該当する人は受験できません。

- ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び令和2（2020）年3月31日までに卒業見込みの人
- ② 栃木県人事委員会が①と同等の資格があると認める人

(2) その他

次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人（ただし、栄養士については、日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 栃木県職員として（小中学校事務職員及び栄養士（市町立小中学校）にあっては、栃木県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合 格 者 発 表 ※3
第一次試験	9月29日（日） 受付 8：50～9：20 説明 9：30～10：00 教養試験 10：00～12：00 専門試験 13：15～15：15 ※専門試験は、「総合土木」「栄養士」のみです。	宇都宮市元今泉8-2-1 栃木県立 宇都宮白楊高等学校	第1次合格者は、10月8日（火）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
第二次	作文試験・適性検査	10月15日（火） ※1	最終合格者は、10月31日（木）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に合否を通知します。
	口述試験	10月18日（金）～10月	

試験	25日(金)のいずれか指定する1日 ※2		
----	----------------------	--	--

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、作文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

#### 4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内容(出題分野等は別表参照)
第一次試験	教養試験	100点 〔総合土木、 栄養士は 50点〕	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を全職種に共通して行います(50題出題)。
	専門試験 (総合土木、 栄養士のみ)	50点	各職種に応じた専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います(40題出題。ただし、職種「総合土木」については、選択解答制(50題出題、40題選択解答)により試験を行います。)
第二次試験	作文試験	50点	公務員として必要な表現力等について、記述式による試験を行います(60分:800字程度)。
	口述試験	350点	主として人物について、個別面接試験を行います(約30分)。
	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資格調査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、各試験区分・試験職種ごとに合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても、不合格となる場合があります。

#### 5 採用

最終合格者は、令和2(2020)年4月1日採用予定です。

栄養士の免許取得見込みの人は、受験資格に定める期日までに当該免許を取得できない場合は、採用されません。

#### 6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。現行の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は次のとおりです。

なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある人は一定の基準により加算されます。

(平成31(2019)年4月1日現在)

区分	本給	主として関係する職種
行政職給料表適用者	153,000円	事務系職種及び下記を除く技術系職種
医療職給料表(2)適用者	193,200円	栄養士(大学4卒)

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.5%)、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

#### 7 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット（電子申請）による場合

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html</a>)</li> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがなされていないので、すみやかに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。</li> </ul>
<p>受付期間 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月5日（月）8時30分～8月21日（水）17時15分（受信有効）</li> <li>・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。</li> <li>・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</li> <li>・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</li> </ul>
<p>受験票の 作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。））</li> <li>・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。</li> <li>・A4サイズ用の紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。</li> </ul>

○ 郵送による場合（上記インターネットによる申込みができない場合）

<p>申込方法</p>	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「受験案内・申込書」から様式をプリントアウトしてください。 (<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html</a>)</p> <p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。 栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（県庁南館1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4サイズ用の紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき（62円）の裏面に貼り、表面には送付先の住所及び氏名を明記してください。</li> <li>・申込みのときには受験票に写真を貼らないでください。</li> <li>・受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「○○試験申込み」（○○には受験する職種を記入）と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。</li> <li>・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。（いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。） なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</li> </ul>
<p>受付期間</p>	<p>8月5日（月）～8月21日（水）（消印有効）</p>
<p>受験票の 作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。</li> <li>・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。</li> </ul>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、

顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。）

開示請求できる人	開 示 期 間	開示する内容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

試験種目及び職種	出 題 分 野				
教 養 試 験	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈				
専 門 試 験	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総 合 土 木</td> <td>数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学・水理学・土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工</td> </tr> <tr> <td>栄 養 士</td> <td>社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営</td> </tr> </tbody> </table>	総 合 土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学・水理学・土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工	栄 養 士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
総 合 土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学・水理学・土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工				
栄 養 士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営				
作 文 試 験	平成30（2018）年度課題：働くことの意味について				

※ 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が3題、専門試験が各3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。